



大分労発基 0731 第 1 号
令和 2 年 7 月 3 日

大分地方最低賃金審議会
会長 清水立茂 殿

大分労働局長
坂田善 麗

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定を求める申出が別添（写）のとおりあったので、同条第 2 項の規定により、当該最低賃金の改正決定の必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

1 大分県鉄鋼業最低賃金

申出年月日 令和 2 年 7 月 21 日
申出代表者 基幹労連日本製鉄大分労働組合
組合長 松尾竜二

2 大分県非鉄金属製造業最低賃金

申出年月日 令和 2 年 7 月 27 日
申出代表者 J X 金属労働組合佐賀関支部
執行委員長 忠願寺 貞行

3 大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

申出年月日 令和 2 年 7 月 1 日
申出代表者 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会大分地方協議会
議長 野畑由紀夫

4 大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

申出年月日 令和2年7月27日

申出代表者 自動車総連大分地方協議会

議長 小池 竜 司

JAM中央発条工業労働組合

執行委員長 宮 城 英 伸

基幹労連臼杵造船労働組合

執行委員長 多々良 哲 也

佐伯重工業労働組合

執行委員長 大 島 洋 明

5 大分県各種商品小売業最低賃金

申出年月日 令和2年7月30日

申出代表者 大分県小売最賃会議

代 表 者 太 田 美乃里

同 稲 福 史

6 大分県自動車（新車）小売業最低賃金

申出年月日 令和2年7月27日

申出代表者 自動車総連大分地方協議会

議 長 小 池 竜 司

2020年 7月21日

大分労働局長
坂田 善廣 殿

大分県大分市萩原
基幹労連 日本製
組合長 松尾 電

申 出 書

最低賃金法第16条の4の規定により、大分県鉄鋼業の最低賃金の改正を、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
大分県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者 2, 865人
- 2 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
大分県鉄鋼業最低賃金
- 3 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第16条第1項にもとづく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	1, 830人	= 63.9%
大分県における鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数	2, 865人	
最も低い労働協約の金額	= 163,000円/月、7,761円/日、1,001円/時間	
現在適用されている法定最低賃金	= 947円/時間	

5 添付書類

- (1) 大分県下における鉄鋼製造業の事業所数と労働者の概数、及び、適用を受けている基幹的労働者の概数
- (2) 合意する者の事業所別内訳
- (3) 合意の内容、及び、委任について
- (4) 賃金の最低額に関する労働協約の写し



以上

2020年7月27日

大分労働局
局長 坂田 善廣 殿

大分県大
J X 金属
執行委員

月 2232-159
賀 関 支
寺 貞

申 出 書

最低賃金法第15条の規定により、大分県非鉄金属製造業の最低賃金の改定の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
大分県において、非鉄金属製造業を営む使用者に使用される労働者 1,364名
2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名
大分県非鉄金属製造業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね2分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	719名	=52.7% > 概ね2分の1以上
大分県における非鉄金属製造業を営む使用者に使用される労働者	1,364名	

(最も低い)	労働協約の金額 = 160,000円/月	1,015円/時間
	現在適用されている法定最低賃金額	= 907円/時間

5. 添付資料

- (1) 申出合意書及び委任状
- (2) 大分県における非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
- (3) 労働協約における最低賃金協定書・確認書の写し

以上

2020/7/27

2020年7月1日

大分労働局長
坂田 善廣 殿

全日本電機・電子・情報関連産業労働組
大分地方協議会 議長 野畑

申 出 書

最低賃金法第15条の第1項の規定により、大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正の決定を下記の通り申出る。

記

1. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
大分県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
2. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
大分県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 12,519名
3. 申出の内容
上記1の最低賃金改正の決定を求める。
尚、最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもつて、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
5. 提出資料
 - (1) 添付資料について
 - ・大分県における特定（産業別）最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数の概況について
 - ・大分県特定（産業別）最低賃金における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の占有率について
 - ・合意の内容及び委任について
 - ・最も低い労働協約の時間額について
 - (2) 委任書・確認書・協定書および決議書関係書類について
 - 1) 最低賃金改正の申出に関する合意及び申出代表者に対する委任書（6通）
 - 2) 企業内最低賃金に関する確認書（4通）
 - 3) 企業内最低賃金協定書（4通）
 - 4) 最低賃金改定の必要性に関する決議書（2通）
 - 5) 組合同規約（2通）



以 上

2020年7月17日

大分労働局
局長 坂田 善廣 殿

大分県中津市
自動車総連
議

大分県日田市
JAM 中央
執

大分県臼杵市
基幹労連 臼杵
執

大分県佐伯市
佐伯重工業労
執

番37号

島

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大分県自動車・同附属品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正の決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

大分県において、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者 8,489名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

大分県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (2) 自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業は、県内の金属産業基幹部門であり、その製造工程等は共通性が多く、労働者も同じ産業に分類され、労働条件や賃金は同一産業として比較、対照される等によって法定最低賃金の改定を求めるものである。

大分労働局

27.28

大分労基審 0728
第 4 号

5. 添付書類

- (1) 大分県における自動車・同附属品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲
- (2) 労使協定の写し
- (3) 産業別最低賃金の必要性に関する決議書
- (4) 申出代表者に対する委任状

以上

2020年7月30日

大分労働局長
坂田 善廣 殿

大分市中央町4-2-55
ソレイ
大分県小売最賃会
代表者 太田
" 稲福

申 出 書

最低賃金法第15条の4の規定により、大分県各種商品小売業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記

1. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の数

大分県において、各種商品小売業を営む使用者数および適用労働者数

適用使用者数	28事業所
適用労働者数	3,133名

2. 申し出るものが代表する基幹的労働者の範囲

当該最低賃金の改正の決定に合意する労働者数

1,915名

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

大分県各種商品小売業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

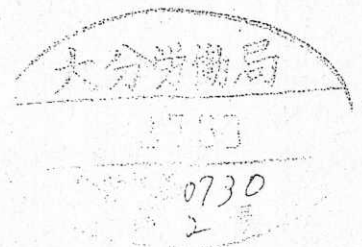
(1) 当該産業における事業の公正競争の確保の観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって法定最低賃金の改正の決定を求めるものであること。

(2) 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 790円

6. 添付書類

- (1) 大分県下における申し出産業の事業所数と労働者の概要
- (2) 申し出を行うことの合意及び申請代表者に対する委任書
- (3) 労使協定の写し
- (4) 最低賃金の必要性に関する決議書
- (5) 申し出団体の会則



以上

令和2年 7月27日

大分労働局長
坂田 善 廣 殿

自 議 方

申 出 書

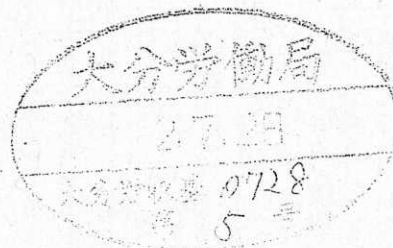
最低賃金法第15条の1の規定により、大分県自動車（新車）小売業最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出するものが代表する基幹的労働者の範囲
大分県においても自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者
2, 577名
2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名「大分県自動車（新車）小売業最低賃金」
3. 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第16条第1項の3に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
申し出産業においては、同種の基幹的労働者について次の通り産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在するため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法的最低賃金の改正を求めるものである。

現在摘要されている最低賃金 844円/時間

以上



令和2年7月22日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和2年6月26日に諮問のあった令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和2年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和2年7月21日

- 1 令和2年度地域別最低賃金額については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響がみられる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 感染症の影響下の厳しい中であっても、賃金引上げが可能な企業は、賃上げに前向きに取り組むことを通じ、可処分所得の継続的拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと、
- ② 他方、感染症により経営状況が急激に悪化した企業が少なからず生じ、政府の支援策も活用しながら、労働時間の削減や労働者に休業をさせる等により雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること、
- ③ 雇用情勢については、令和元年の有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え令和元年の雇用者数も増加傾向にあるものの、足下では、休業者数がリーマンショック時のピークを大幅に超える水準まで急増し、有効求人倍率の低下や失業率の上昇が見られるなど、感染症が雇用に与える影響を注視する必要がある

ること、

- ④ 賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率など賃金に関する指標は引き続きプラスの水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小していること、加えて名目GDP成長率も大幅に下落していること、
- ⑤ 令和元年の雇用・経済に関する指標は感染症の影響が生じる前のものであり、直近のこれらの指標についても、各企業の労使の努力に加え、雇用維持と事業継続を支援するための経済対策による下支え効果が含まれていることなどから、目安の参考とするには慎重な検討を要すること、
- ⑥ 世界的に感染状況が拡大している中、日本においても緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、感染症による経済・雇用等への影響は地域・産業ごとに違いが見られるが、相当に広範囲に及んでおり、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

- (3) 来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金についてはさらなる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論を行うことが適切と考える。

- (4) 最低賃金引上げが及ぼす影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 2 年 7 月 21 日

1 はじめに

令和 2 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今回のコロナ禍の中、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならない。春季生活闘争では、労使の真摯な交渉を経て賃上げが行われており、この流れを最低賃金の改定により労使関係のない労働者にも波及すべきと主張した。

また、政労使で賃上げの重要性を確認し、ステップを踏んで最低賃金を引き上げてきた流れを止めるべきではなく、この流れを断ち切れれば、デフレ回帰を惹起しかねないと述べ、雇用の確保と企業の持続性を担保することが現下の最重要課題であることは否定しないが、そのことと最低賃金引上げの重要性は分けて考えるべきと主張した。

更に、新型コロナウイルス感染症対策の予算措置は GDP 押し上げ効果があるとされており、最低賃金発効は早くても 10 月であることから、現下の厳しさだけをもって目安の示し方を議論すべきではない。今後の日本経済の再生に向けて、内需拡大や落ち込んだ消費マインドの上昇が必要であり、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ると主張した。

昨年度の目安答申の公益委員見解にあった通り、消費税増税による物価変動等の状況を勘案した審議を行うべきであり、とりわけ物価上昇に伴う実質賃金を維持することは基本である。今回のコロナ禍によって労働者の生活も苦しくなっていることも踏まえた審議を行うべきであり、特に、緊急事態宣言の中、社会機能を維持するために欠かせない仕事を担っているエッセンシャルワーカーと呼ばれる労働者は、最低賃金近傍で働く方も少なくなく、感染の不安や恐怖と闘いながら働き続けた労働者に報いるべきであり、最低賃金の引上げは社会的要請であると主張した。

また、現在の最低賃金は最高額の 1,013 円でも 2,000 時間働いて年収 200 万円程度に過ぎず、日本の最低賃金は国際的にみても相当低位にとどまっている。最低賃金は十分なセーフティネット機能を果たし得る、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべき。今年中に 800 円以下の地域をなくすこと、トップランナーである A ランクが 1,000 円に到達する考えを堅持したいと述べた。

地域間格差は、地方から隣県や都市部への労働力流出の一因である。加えて今回のコロナ禍は、大都市への労働力集中による経済の一極集中と感染リスク増大という弊害を明らかにしたことも踏まえれば、ランク間格差縮小に向けた抜本的な対応をとる必要があり、引き続き格差是正につなげる姿勢を見せるべきだと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、コロナ禍によって、日本経済はこれまでに経験したことのない危機的な状況に直面しており、緊急事態宣言や休業要請等は大規模な需要喪失と幅広い業種や地域に影響をもたらし、宣言解除後も以前の状況に戻っていない。とりわけ、経営基盤が脆弱な地方の中小企業・小規模事業者には甚大な影響を与え続けているとの認識を示した。

また、多くの企業が助成金等を活用した休業等を実施した結果、休業者は354万人超とリーマンショック時を2倍以上上回っている。雇用調整や解雇は今後も悪化する可能性があり、当分の間、感染症拡大防止と事業活動の両立を余儀なくされる中、今年度の力強い景気回復は期待できないとの見方が強いと述べた。

地方の中小企業・小規模事業者から最低賃金引下げを望む声が多く聞こえる中、今年度、有額の目安を示すことは、事業継続と雇用維持のため、各種給付金・助成金を受けながらろうじて持ちこたえている多くの中小企業・小規模事業者を更なる窮地に追い込むことになるとの強い懸念を示した。

近年の最低賃金は、政府の引上げ方針という時々の事情への配慮を求められ、中小企業・小規模事業者の経営実態と乖離した状況が続いた結果、昨年度の影響率は過去最高の16.3%に達しており、全国の中小企業・小規模事業者から、年ごとに高まる影響率を考慮し、中小企業・小規模事業者の実態に基づいた納得感のある水準の決定を求める声が多く寄せられ、特に今年は、先行きの見えない深刻な経済情勢の中、引下げを求める声も強まっていると主張した。

全世代型社会保障検討会議における「今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との総理の発言や、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」との総理の指示を重く受け止めて審議に臨むべきと主張した。

コロナ禍により日本はもちろん世界が「非常事態」にあることを認識するべきであり、中小企業・小規模事業者の経営状況は極めて厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響だけでなく、働き方改革にも対応しなければならない中で、多くの企業は事業継続と雇用維持にぎりぎりの努力を続けていると述べた。

「緊急事態」である今年度は、3要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべきであり、その観点から新型コロナウイルス感染症による中小

企業・小規模事業者の経営への影響を示すデータを十分に踏まえて検討すべきと主張した。

今年度の目安は、事業継続と雇用維持を最優先とするメッセージを各地方最低賃金審議会に発信するため、リーマンショック後の目安と同等以上の配慮が必要であり、据え置き・凍結とすべきと強く主張した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

更に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)